

令和7年6月26日

大分県住民基本台帳ネットワークシステムにおける  
代表端末等機器の賃貸借に係る入札説明書

(担当部局)

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部 市町村振興課 行政班

電話番号(直通) 097-506-2409

# 入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 16 の部局の者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日

令和 7 年 6 月 2 6 日（木）

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 業務内容

住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等機器に係る賃貸借契約。詳細は下記 16 の部局にて交付する「大分県住民基本台帳ネットワークシステムにおける業務端末等機器賃貸借に係る仕様書」のとおり。

### (2) 契約期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日までの長期継続契約とする（60 カ月）。

### (3) 納入期限

令和 7 年 1 1 月 3 0 日（日）まで

## 3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

(1) 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行う。

### (2) 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、下記 7 (1) に記載の日時までに「紙入札（見積）参加届出書」（様式 1）を発注者に 2 部提出して承認を得るものとする。

#### 【紙入札を認める基準】

① 商号又は代表者の変更により、IC カードの再取得が間に合わない場合

② IC カードの閉塞（PIN 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合

③ 電子入札の対応が困難であると認められる場合

④ その他やむを得ない事情があると認められる場合

※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

### (3) 紙による提出期限

紙による入札参加を希望する者は、入札書（様式 2）を下記 8 に記載の提出場所及び提出期限までに提出すること。

#### 4 契約条項を示す場所及び日時

電子入札システム上に令和7年7月10日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

#### 5 競争入札に参加する者に必要な資格に関する条項

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(リース・レンタル業)を有する者であること。
- (3) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (5) 事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者
- (6) 機能等証明書を、令和7年7月7日(月)17時00分までに大分県総務部市町村振興課行政班に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者

#### 6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

#### 7 電子入札の方法

##### (1) 入札参加申請期限

令和7年7月7日(月)17時00分まで

##### (2) 入札金額の入力期間

入札参加の承認を受けた日から令和7年7月10日（木）16時00分まで  
なお、入札金額については1ヶ月の賃借料とする。見積にあたっては60月賃借料  
率で計算し、1ヶ月の賃借料を算定すること。

- (3) この入札については、電子入札システム運用基準及び入札方式別操作マニュアル（一般競争  
入札）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に電子入札システムについての  
不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 8 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県総務部市町村振興課行政班  
(2) 提出期限 令和7年7月10日（木）12時00分まで  
ただし、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年7月9日（水）  
17時00分までに必着すること

## 9 入札説明書等に関する質問等

- (1) 質問方法  
質問票（様式4）により、持参または電子メールで行うこととし、FAXの場合は必ず電話  
により着信を確認すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレス  
を漏れなく記入すること。
- (2) 質問の提出先  
下記16に示す担当部局とする。
- (3) 質問の受付期間  
令和7年6月26日（木）から令和7年7月7日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の9時00分から17時00分まで
- (4) 質問の回答方法  
質問に対する回答内容については質問者以外の入札参加申請を行った者全員にも質問者名  
を伏せた上、電子メールで送付する。

## 10 開札の方法

開札は、電子入札システムにより行うものとする。

- (1) 開札場所 大分県総務部市町村振興課行政班  
(2) 開札日時 令和7年7月10日（木）17時00分  
(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22  
年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。  
この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日及び最低入札価  
格を別途通知するものとする。

## 11 入札保証金

免除とする。

## 12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

## 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(年額)の 100 分の 10 以上の金額(現金に代え大分県契約事務規則第 5 条第 2 項に規定する担保の提供でも可)を納付すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に大分県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 カ年間に、国又は都道府県と、この契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

## 15 契約書の提出期限

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。
- (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

## 16 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目 1 番 1 号  
大分県総務部市町村振興課行政班  
電 話 097-506-2409  
メールアドレス a11650@pref.oita.lg.jp